

脱炭素アクションみぞのくち新事業推進補助金交付要綱

3川環地第1751号 令和4年3月23日市長決裁

(通則)

第1条 脱炭素アクションみぞのくち新事業推進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」における事業者・団体等（以下「事業者等」という。）が脱炭素化に資する優れた事業を実施するにあたって、実施にかかる経費に対し補助金を交付することにより、先進的な取組や身近な取組の展開を促進し、市民一人ひとりの環境配慮型ライフスタイルへの行動変容を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素アクションみぞのくち 脱炭素化都市の身近な取組の具体像を示すショーケースとして、高津区溝口地域を脱炭素モデル地区に設定し、脱炭素化に資する先進的な取組や身近な取組を集中的に展開し、市民に効果や利便性を実感してもらうことで、市民一人ひとりの環境配慮型ライフスタイルへの行動変容を促進し脱炭素社会の実現を目指す本市の取組をいう。
- (2) 脱炭素アクションみぞのくち推進会議 脱炭素アクションみぞのくちの目的に賛同し、高津区溝口周辺地域で脱炭素化に向けた事業を展開する事業者等で構成する会議体をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号の要件を満たしていることとする。

- (1) 高津区内において脱炭素に向けた取組を実施または予定している事業者等であること。
- (2) 法人市民税又は個人住民税を滞納していない事業者等であること。
- (3) 代表者又は役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員に該当しないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付決定ののち、その年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に完了することが確実なもので、次の各号の要件を満たしている事業とする。

- (1) 脱炭素化に資する製品又はサービスの制作、提供、啓発等に関する事業であり、市民の環境配慮型ライフスタイルへの行動変容を促進する新たな事業であること。
- (2) 高津区内を中心に実施される事業又は同区内で先行的若しくは優先的に実施される事業であること。
- (3) 市民が気軽に利用、参加できる事業であること。なお、事業者等が内部の取組として実施する事業は対象外とする。
- (4) 補助対象事業について、国、地方公共団体その他の団体又は機関から、本事業と重複する補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に必要な経費のうち報償費（謝礼金等）、製品開発費、製品制作・購入費、サービス提供料、調査研究費、委託料、広報費、通信運搬費、使用料・賃借料、その他経費であって、市長が必要と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当分については補助対象外経費とする。

（補助率及び補助限度額）

第7条 補助率及び補助限度額は、補助率2分の1以下、補助限度額100万円とする。ただし、各年度の予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる必要な書類及び誓約書（第2号様式）を添えて市長に申請しなければならない。

（1）法人にあっては、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

（2）団体にあっては、定款・組合員名簿・総会の議事録（補助事業申請等の議決があるもの）

（3）企業概要

（4）法人市民税納税証明書又は市民税・県民税納税証明書（直近3箇月以内）

（5）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、別に定める脱炭素アクションみぞのくち新事業推進補助金審査委員会において補助事業の内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、審査に際し必要があると認めるときは、前条の書類について申請者に説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

3 市長は、審査に際し必要があると認めるときは、別に定める脱炭素アクションみぞのくち新事業推進補助金交付審査要領に基づき、学識経験等を有する者の意見を聴くことができる。

4 市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、別途定める基準に基づき、補助率・補助上限額を定めた上で、補助金交付を決定することができる。

5 市長は、補助金の適切な執行に必要があると認めるときは、補助金の交付決定に条件を付すことができる。

（審査基準）

第10条 市長は、補助金を交付する補助事業の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として審査する。

（1）事業内容が、川崎市又は高津区における市民の行動変容の促進に資すること。

（2）補助終了後も、川崎市又は高津区において脱炭素化に資する製品又はサービスに係る事業を継続的に実施できること。

（3）事業計画が明確になっていること。

（申請の取下げ）

第11条 第9条1項の規定により通知を受けた申請者は、交付決定の内容又は付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面をもって申請を取り下げることができる。

(事業計画の変更等)

第12条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、予め事業計画変更(中止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期すために必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行状況について報告を求め、並びに現地調査及び助言・指導を行うことができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、事業実績報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る支払いを証する書類の写し(領収書又は振込書及びその内訳がわかる請求書等)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金額を確定し、その旨を補助金交付確定通知書(第6号様式)により、補助事業者へ通知する。

2 前項の規定より算出した補助金額に千円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助事業者は、前条の補助金交付確定通知を受けたときは、市長に補助金の請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 第4条及び第5条に定める補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき

(3) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金の経理について、収入及び支出を明らかにした証票及び帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保管しておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の保管期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継するものに前項の書類を引き継がなければならない。

(補助事業者の協力)

第19条 補助事業者は、補助事業の成果及び調査研究の結果の普及について、協力するよう努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施に際し、市内事業者との取引を拡大するよう努めなければならない。

(その他)

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。